

鴨川市市民提案によるまちづくり支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第47号

鴨川市市民提案によるまちづくり支援事業実施要綱の一部を改正する告示

鴨川市市民提案によるまちづくり支援事業実施要綱（平成22年鴨川市告示第79号）の一部を次のように改正する。

第11条中「終了の日から起算して7日以内」を「3月15日」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度以後の年度分の補助金について適用する。